

事 務 連 絡

平成23年3月23日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部（局）御中

中核市

（岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市を除く。）

厚生労働省老健局高齢者支援課

振 興 課

老人保健課

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う介護保険施設等に対する

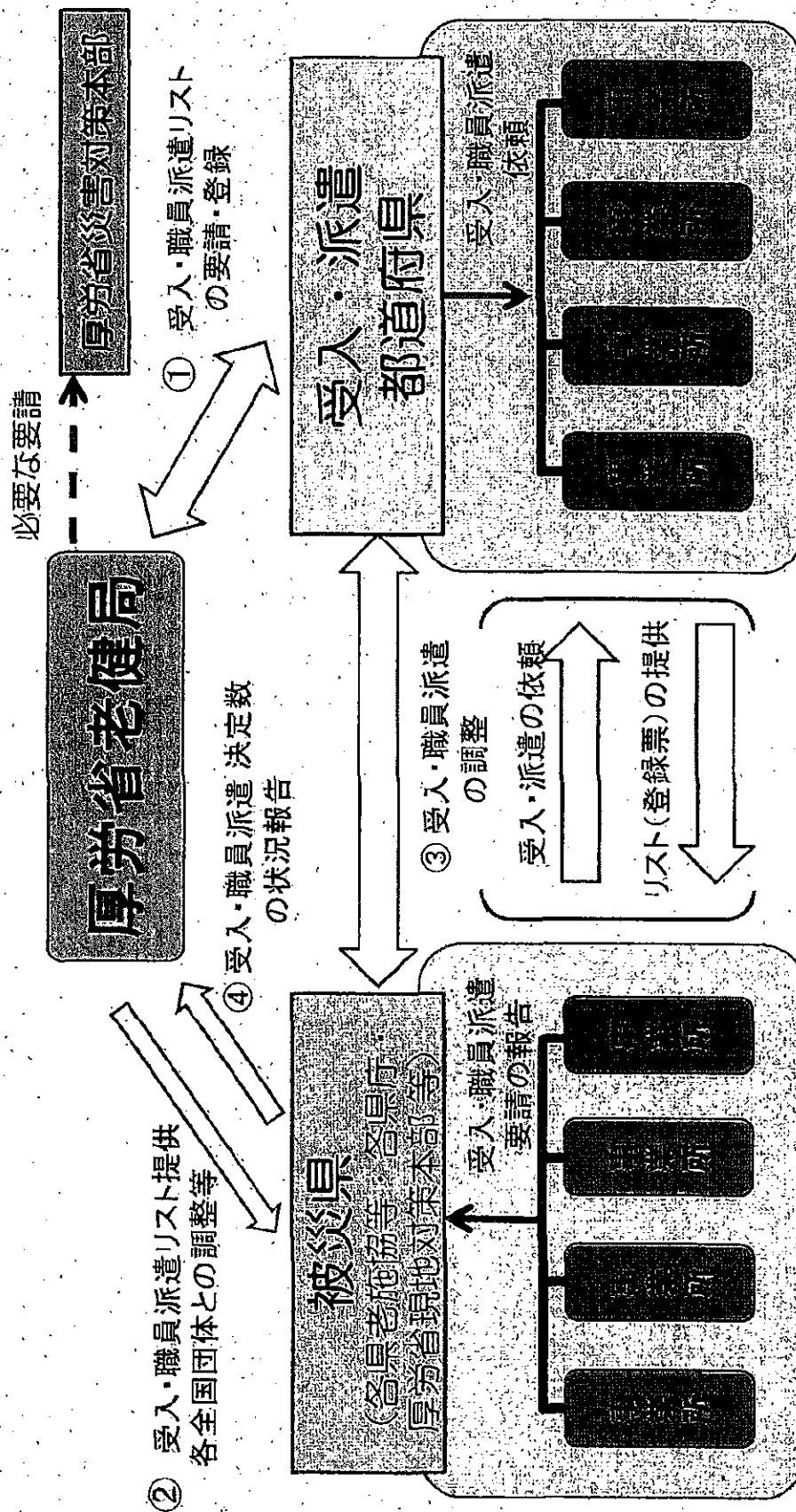
「要援護者の受入れ」及び「介護職員等の派遣」について

今般の東北地方太平洋沖地震については、必要な介護の確保、高齢者の支援に最大限のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記、介護保険施設等に対する「要援護者の受入」及び「介護職員等の派遣」については、別添により行うこととしているので、被災県（県本庁、厚労省現地対策本部、協力団体）より受入・職員派遣の依頼のあった場合には、受入・職員派遣のリスト（受入施設リスト、派遣職員登録票等）の提供・調整等特段のご協力をお願いいたします。年度末ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、何卒よろしくお願いいたします。

なお、関係団体に対しても別添のとおり被災県における受入・職員派遣の調整等について協力依頼しているので申し添えます。

「要援護者の受入」及び「職員派遣」について



※ 受入・職員派遣決定後の移送手段については、当該時点の車両・燃料手配の実情により、必要に応じ、厚生労働省災害対策本部を通じ要請。